

## 令和7年度第1回 葛飾区障害者施策推進協議会 会議録

|     |                             |
|-----|-----------------------------|
| 日 時 | 令和7年8月5日（火） 午後2時00分～午後4時00分 |
| 場 所 | 男女平等推進センター 多目的ホール           |

### 〈議事〉

#### 1. 開会

【省略】

#### 2. 会長挨拶

◎綿会長

皆さん、改めましてこんにちは。

ご多忙の中、お集まりいただきありがとうございます。

今年度第1回目の協議会ですが、本日は、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の1年目の実績のチェックや見込み量が足りているのか、足りていないのか、そういったことを含めて皆様方のご意見をいただければと考えております。

現在、福祉分野は、「過渡期にある」と感じています。

人材確保の課題等、次世代の福祉を見据えた準備をしていかなければ、新たな施設運営は非常に厳しい状況にある、と感じています。効率よく施設を運営していくためには、ICTの導入も含め、検討していかなければならないと考えています。

委員の皆様のご意見をいただきながら、地域がより良くなっていけばと考えております。本日もよろしくお願いいたします。

傍聴人入場

#### 3. 議題

（1）障害者施策推進計画（令和6年度～令和11年度）における重点的な取り組みについて

◎事務局（障害福祉課長）

【「資料1」に基づき説明】

◎綿会長

ありがとうございました。

それでは皆さん、何かご質問等がありましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員からの質問なし)

協議会の位置付けや「葛飾区では現在、このような形で会議等を設置していますよ」という内容ですので、特に大きな問題はないと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎綿会長

それでは引き続き、障害者施策推進計画の令和6年度から11年度における重点的な取り組みについて、事務局よりご説明よろしくお願いします。

◎事務局（障害福祉課長）

【「資料2-1」「資料2-2」に基づき説明】

◎綿会長

ありがとうございました。

説明は多岐にわたりましたが、どの点からでも、小さなことでも構いませんので、ご質問やご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

◎那須委員（葛飾区聴力障害者協会）

資料2-2の11ページに記載されている乳幼児期の育成支援について質問があります。

妊娠をしてから子どもが自立するまでの支援というお話がありましたが、妊娠期からの継続的な支援は、障害者も対象となるのでしょうか。

◎清古委員（健康部長）

妊娠期からの継続的な取り組みとして、障害者を含む全ての妊婦を対象に、保健センターや子ども未来プラザ等において「ゆりかご面接」を実施しております。面接実施率は90%台で推移しており、妊婦の方から丁寧にお話を伺いながら、必要なサポートや支援についてのご相談に対応しております。

◎那須委員（葛飾区聴力障害者協会）

妊娠期において胎児に障害があると判明した時点から、支援は開始されるのでしょうか。

◎清古委員（健康部長）

妊婦検診の過程で障害等が判明した場合には、各種制度を活用し、必要な支援を行っております。また、出生時についても、新生児の聴力検査を実施しており、そ

こで判明した障害等についても支援を行っております。

◎那須委員（葛飾区聴力障害者協会）

わかりました、ありがとうございました。

◎綿会長

それでは、その他いかがでしょうか。

◎三木委員（葛飾区重症心身障害児（者）を守る会）

資料2-2の2ページに記載されている相談支援専門員のスキルアップについて質問があります。医療的ケアの研修を実施したことで医療的ケアに対応できる事業所は増えたかどうか、お伺いしたいと思います。

就学時の子ども達の地域における相談事業所は少ない状況にあるので、地域の中でご理解いただけることが一番だと思うので、その辺りについてもお伺いしたいと思います。

◎事務局（障害福祉課長）

令和5年に、基幹相談支援センターの設置を進めた時点での研修という形で増えている状況でございます。一方で、研修の実施により、医療的ケアに対応できる事業者がどの程度増加したかについては、現時点で集計・分析を行うに至っておりません。今後は、アンケートの実施や実態把握を通じてデータを収集し、集計・分析のうえ整理していきたいと考えております。

◎三木委員（葛飾区重症心身障害児（者）を守る会）

医療的ケア児コーディネーターの連絡会が立ち上がったというお話でしたが、どのような形で、どのような方向に進んでいるのでしょうか。医療的ケア児コーディネーターの活動内容が見えにくい部分もあるので、その辺りを教えていただきたいと思います。

◎事務局（障害福祉課長）

区の認識として、医療的ケア児コーディネーターに任用されたとしても、必ずしもケアの実施が可能とは限らないことから、必要な情報共有を目的としたコーディネーターの連絡会を全庁的に実施しております。現在、医療的ケア児コーディネーターは18名配置しておりますが、交流会では、民間相談支援事業所のほか、区役所内の教育や福祉の各所管が参加し、コーディネーター間で人数や個別事例について情報共有を図っております。その中で、看護師などの資格をお持ちの方であっても医療的ケアを実施できるとは限らない一方、介護士であっても痰の吸引なら対応可能な場合もあるなど、連絡会で情報共有したことで実態が分かってきたところがございます。また、コーディネーターからは「こういう事業が必要ではないか」「こう

いう形でやれば実施できるのではないか」といった意見も出てきておりますので、事業化できる形にまとめていきたいと考えております。

◎綿会長

医療的ケアの連絡会と医療的ケア関係者会議、これは同じのものですか。

◎事務局（障害福祉課長）

異なるものでございます。医療的ケアの連絡会は、医療的ケアのコーディネーターにお集まりいただき、意見交換をしている場でございます。

◎三尾副会長

医療的ケア児コーディネーターの連絡会は、参加対象がよく分からないので教えていただきたいと思います。あわせて、連絡会の担当部署は福祉部、教育委員会、子育て支援部のいずれの部署が担当しているのか、また、医療的ケアの連絡会は、教育分野として実施すべき事業か、それとも福祉分野として実施すべき事業か、その辺りについても担当部署の考えを教えていただきたいと思います。

◎事務局（障害福祉課長）

保健所とも連携し、障害福祉課が中心となって連絡会を実施しております。現在、区内相談支援事業所から5名、区の職員から13名の医療的ケア児コーディネーターが配置されています。

◎三尾副会長

コーディネーターを務める区の職員は、どのような職種の方でしょうか。

◎事務局（障害福祉課長）

保健師や看護師、心理士、福祉職員が医療的コーディネーターを務めております。

◎三尾副会長

その連絡会には医師は参加していますか。

◎事務局（障害福祉課長）

医師は参加しておりません。

◎三尾副会長

なぜ参加していないのでしょうか。

◎事務局（障害福祉課長）

関係部署において医療的コーディネーターを選出いただいており、職種について

は指定していないところでございます。

#### ◎三尾副会長

例えば、よつぎ療育園には障害者医療に携わる関係者がいるのに、なぜそうした方々に対して声掛けが行われないのでしょうか。そうした方々にご参加いただかないと細かな部分の医療ケアはできません。医療の専門職、少なくとも看護師にはご参加いただかないと、医療的ケアと言えないのではないかと疑問に感じております。

別の話となりますが、医療型短期入所の選定について東京都から話が下りてきた際に、イムスリハビリテーションセンター東京葛飾病院が選定されていました。しかし、イムスリハビリテーションセンター東京葛飾病院は小児の入院実績がありません。実績がないにもかかわらず、医師会に相談等がないまま、区において選定先が決定されました。このようないい加減な進め方をしているものなのかと疑問に感じています。これらのことについてどのようにお考えでしょうか。

#### ◎事務局（障害福祉課長）

医療型短期入所の選定につきましては東京都の事業でございますが、区として介入しないわけにはいかない、という状況において、東京都と東京都が委託した事業者とで3～4ヶ所の病院を回り、協力依頼のお話を進めたところでございました。区としましては、病院と医療的ケアが必要な方との橋渡しという役割の観点から、イムスリハビリテーションセンター東京葛飾病院に、全くわからない方が来るという訳ではなくて、医療的ケアのコーディネーターたちにて把握している情報を中心として、医療的ケアの方々の登録ができないかと進めているところでございます。

登録を進めた上で、どのような方がレスパイトを必要とする状況にあるのかというところをイムスリハビリテーションセンター東京葛飾病院と認識を共有していきたいと考えているところでございます。

最初から全ての需要に対応できるかということ、確かにリハビリ病院であることや、東京都の病院との契約の中で、空床ベッドの利用という形で進めるものであるため、リハビリ病院では空床の確保は難しい、という実情はお聞きしてございます。

ただ、医療型短期入所施設は、近隣にはこれまで江東区に1ヶ所のみであり、多摩地区に行かないと東京都の契約している病院が無いという中で、近隣に1か所でも2か所でも、事業を開始し、区としても医療的ケアが必要な方のご家族等に対するレスパイトの受け皿としてご活用いただきながら、徐々に利用者及び病院の双方に事業が浸透していけばと考えております。そのうえで、少しでも空床が生じた際には、レスパイトとして受け入れを行えるよう調整を進め、その後、イムスはグループ企業のため、理解が得られれば、医療型短期入所先を拡大していければ良いと、少しずつ話を進めていまいしょうと病院側と認識を共有しております。区として初めての取り組みになるため、全て整っている訳ではありませんが、手続きを進

めていく中で、病院内、グループ内で理解いただき、拡大していければいいと考えております。

#### ◎三尾副会長

葛飾区は、小児の入院実績のない病院での医療的ケア児の受け入れを認めるということですか。東京都が設定したからといって、病院の機能を把握もせず決めてしまうというやり方は、許されることではないと思います。

できることとできないこと、そこを正確に把握して進めていかないと、そこに預ける親御さんがいらっしゃるわけだから、安易に決めていいことではないと思います。このまま進めて事故が起きたら大変なことになるので、一度白紙にもどして、もう一度よく検討したほうがいいと思います。

#### ◎住谷委員（葛飾区肢体不自由児者父母の会）

妊娠期からの継続的な取り組みとして、全ての妊婦の方から必要なサポートや支援についての相談を受け付けているというお話がありましたが、医師が同席していない状況で相談員さんに話だけ聞いてもらっても、問題の解決にはつながらないケースが多々あると考えております。医師が不足している現状において、医師の確保が困難であることは承知しておりますが、今後、問題の解決にあたり医療に関する専門的知識が必要となるケースが増えることが想定されます。ぜひとも、問題を解決することができる場所を設けることを検討してください。よろしくお願いいたします。

#### ◎三木委員（葛飾区重症心身障害児（者）を守る会）

先日、医師や看護師が不足している中で、いろいろ工夫をしながら短期入所を受け入れているというお話を聞かせていただく機会がございました。その中で、障害が重い方については周産期医療がある病院で受けることが望ましい、というお話を伺いました。「葛飾区の場合、どの医療機関が該当するのか」を考えた際、東部地域病院と日赤の産院に短期入所の受け入れをお願いするものの、現状では中々受け入れてもらえません。東京都は、新しい施設を建てるのは困難なので、特別養護老人ホーム等の高齢の施設を活用しようという話があったので、最近できた介護老人保健施設に問い合わせましたが、担当者が居ない等話はできませんでした。この近辺の医療型短期入所は東部療育センターや北療育医療センターしかなく、新規の方は何年も待つのが通例となってしまうため、この課題の解決に向けて、皆さんと一緒に考えていくことができると考えております。

#### ◎綿会長

ありがとうございます。委員の皆さんがお話されたことは本当に重要なことだと思います。実は、この4月に、医療的ケアのショートステイとクリニックを渋谷区立の施設の中に開設しました。そこで実感しているのは、専門性がとても必要だということです。重症心身障害者や医療的ケアの分野は誰でも担えるものではなく、

さらにバックベッドが確保されていなければ、本当に不安に感じる部分であります。ベッドの確保と医療の質の担保を並行して取り組む必要があると感じています。皆さんには、こうした点も含めディスカッションをしていただきたいと思います。

◎新井委員（福祉部長）

三尾先生からいただいたご意見、葛飾区として配慮が足りなかった部分があったと感じているところでございます。

区の考えとしては、医療的ケアの方々の短期入所先が非常に限られ、他の地区に受け入れをお願いしている現状において、何とか区内で受け入れの整備ができないか、と考えていた中で、今回のお話が出てきたところでございます。どこまでの対応が可能なのか十分な精査を行わないまま決定した点については、反省すべき点でございますが、区の認識としては、まずは「場」を拡大することが必要であり、その上で進捗に応じて内容を深めていくことができればと考えております。

そういった事情・考えの中で進めてきたものでございますが、三尾先生のご指摘はごもっともですので、原点に立ち返り、イムスリハビリテーションセンター東京葛飾病院はどこまでの受け入れが可能なのか、安心して預けられる仕組みとするにはどのようにすればいいのか、これらのことについて一緒に考えていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

◎吉永委員（（特非）むう）

区の皆さまにおかれましては、今後、医療型短期入所の受け入れを進めるためにどのような「場」を整備すべきかについて、将来的に検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

◎前田委員（葛飾区手をつなぐ親の会）

資料２－１、２ページのグループホームの拡充支援についてですが、この表に記されている目標値を見ると受け入れ人数が増えているので、施設数が増えるという理解でよいと思いますが、施設が増えたとしても、質が向上しない限り、安心して預けることができないという実態があると考えております。

先日、株式会社が運営する日中支援型グループホームの見学をさせてもらう機会があり、職員体制について質問したところ、「派遣職員及び一定の経験と資格を有するスキマバイトで運営しています」と回答がありました。その回答を聞いて、日中支援型グループホームの質の面に関し、不安を感じたところです。

つきましては、グループホームの指定及び指導は東京都において実施されていると認識しておりますので、グループホームにおける質の確保について、東京都に強く要請をしていただきますようお願いいたします。

◎事務局（障害福祉課長）

日中支援型グループホームについては、民間企業がその運営を行っている場合が

多く、前田委員がご指摘したようなトラブルが生じていることも認識しております。

また、区内で障害者福祉サービスを提供する社会福祉法人においても、スタッフの高齢化や夜勤に対応可能な人員の減少などによって、人材不足の状況にあるものと認識しております。

そのような状況の中、区としましては、将来にわたって区内の社会福祉法人が安定して事業を継続できるよう、必要な支援・人件費の補助等を行ってまいりたいと考えております。

#### ◎綿会長

ありがとうございます。今のお話の中で「近い将来、人材不足の影響により、提供しているサービスの質に支障が生じることが懸念される」とありましたが、近い将来ではなく、既にそのような状況に陥っており、一刻も早い対応が必要であると考えています。

事業に対する補助は、実績に基づいて交付されるものというイメージがありますが、そのやり方では対応が難しくなっていると考えています。

具体的な話となりますが、現在、派遣会社においても人材不足が深刻であり、時給 3,000 円から 4,000 円程度の水準を提示しなければ、人材の確保が難しい状況にあるのではないかと認識しています。こうした状況を踏まえると、福祉分野における人材確保を図るためには、同程度の水準の補助を行うぐらいの対応が必要であると考えています。

夜間対応が可能な人材が不足している現状において、今求められているのは、迅速かつ十分な支援・補助を実施することです。加えて、実績に基づいて補助を実施するという従来のやり方ではなく、先行して補助を実施し、その後に実績を検証するという新しい仕組みへの転換が必要だと思います。そこまでしないと、福祉分野は苦しい状況から抜け出すことはできない、それくらい危機的な状況にあると、事業を運営する立場として感じています。

まずは、他の区市町村が実施している支援事業の情報を収集し、それらも参考に、迅速かつ十分な支援を進めることをお願いしたいと思います。

#### ◎長田委員（(福)かがやけ福祉会）

私も、グループホームの運営は危機的状況にあると感じています。

私どもが運営するグループホームにおいても、職員の高齢化が進み、数年後の運営に不安を感じております。一方で、新たな人材の確保を図ろうとしても中々集まらず、特に、夜間対応可能な人材や利用者の人生に寄り添って支援できるような即戦力となる人材は本当に見つかりません。また、人材確保という課題に加え、建物の老朽化という課題も抱えております。本日の資料では、グループホームの拡充支援についても触れていただいておりますが、人材確保と建物の老朽化という課題に対し、今後どのような支援が期待できるのか。また、拡充支援をどのように進めていくのかについて、ぜひお示しいただければと存じます。

◎事務局（障害福祉課長）

グループホームの支援拡充については、葛飾区内のグループホームにおいて、重度障害者である葛飾区民の受け入れを促進するための補助を実施しております。

国の制度上、グループホームに空きが生じた場合には、他の自治体の方であっても受け入れることが可能とされていますが、他の自治体の入所希望者ではなく、重度障害者である葛飾区民を優先して受け入れた場合に、事業所に所属する職員の人件費の一部及び当該利用者を受け入れるために行った設備改修費の一部を補助しております。当該補助事業は、開始間もないことから、今後は適宜見直しを行いながら進めていくことになると考えております。

あわせて、東京都に対しては、事業者がより利用しやすい補助金制度となるよう要望を行なって参りたいと考えております。

◎三木委員（葛飾区重症心身障害児（者）を守る会）

資料2-2、5ページの障害者通所施設の整備支援について質問があります。車いすを利用する特別支援学校の卒業生の受け入れ先がない、という話をよく聞きます。施設自体に空きはあるものの、車いすを含む送迎対応の負担が大きいことから、車いす利用者の受け入れが難しい状況にあります。その辺りの状況について、区はどのようにお考えでしょうか。

◎事務局（障害福祉課長）

車いす利用者の受け入れを進めるにあたっては、何が課題となっているのかを整理し、その解消により受け入れが進むのかどうかを各事業者と丁寧に協議したいと考えております。あわせて、現在生活介護に通所されている方で高齢者施設への通所を希望される方がいるかについても、ケースワーカーと連携して需要の把握に努めるとともに、車いす利用者の受け入れが進むよう、施設の空きの確保に向けた働きかけを行っているところでございます。

全ての車いす利用者の受け入れ先を整備することは容易ではないと考えられますが、早急な対応が求められていることから、現在、関係部署間で連携しながら対応を進めているところでございます。

◎住谷委員（葛飾区肢体不自由児者父母の会）

車いす利用者の送迎について、仮に車両を確保できたとしても、対応可能な運転手の確保が難しいのでは、と考えています。また、車いすでの送迎は1台あたりの乗車人数に限られるため、施設の運営的に、例えば車いすの方2名より、歩行可能な利用者6名の送迎を優先する、という結論になるおそれがあります。そういった点もご配慮の上、車いすを利用する方についても通所が確保されるよう、必要な環境の整備をお願いいたします。

◎綿会長

移動手段の確保は、障害のある方にとってとても重要な課題です。同様の課題を他の地域も抱えており、解決に向けて色々アイデアを出し合うことも必要だと思います。問題解決に資する有効な方策についてご検討くださいますようお願いいたします。

◎那須委員（葛飾区聴力障害者協会）

資料２－２、19 ページの福祉避難所について質問があります。避難所訓練には障害者団体も参加しているのでしょうか。

◎事務局（障害者施設課長）

避難所訓練については、障害者団体の方は参加しておらず、町会の方との協働により実施しております。

◎那須委員（葛飾区聴力障害者協会）

ご回答に関連して、追加で質問があります。避難所の運営にあたり、障害者団体の意見を聞く機会がありますでしょうか。

◎事務局（障害者施設課長）

現在のところ、福祉避難所に関してそのような機会・場は設けておりませんが、今回ご意見いただいたことを踏まえ、今後はそうした点も視野に入れながら、避難所運営について検討してまいります。

◎那須委員（葛飾区聴力障害者協会）

避難所運営にあたっては、障害のある方の不安や意見を反映した形としていただきたいと考えております。そのためには、健常者のみの意見交換では難しいと思われます。

例えば、私たちは聴覚障害のある方の団体ですが、外見だけでは聴覚障害の有無を判別することは難しいと思います。しかしながら、情報取得の遅れやコミュニケーションの困難さなど、聴覚障害特有の課題が存在します。このような課題は、障害のある当事者を含めた意見交換でなければ、適切に反映することが難しいと思いますので、障害者団体を含めた意見交換の場を設けていただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎事務局（障害福祉課長）

福祉避難所の考え方としては、福祉管理課が担当しております。福祉管理課では、福祉施設への聞き取りを行いながら、実際の進め方について協議を進めており、福祉避難所のあり方や運営の方向性について検討しているところでございます。

◎綿会長

ありがとうございました。その他ご意見ありましたら、事務局にお寄せいただければと思います。

続いて、議題「(2) 第7期葛飾区障害福祉計画及び第3期葛飾区障害児福祉計画の令和6年度の実績について」、事務局より説明をお願いいたします。

## **(2) 第7期葛飾区障害福祉計画及び第3期葛飾区障害児福祉計画の令和6年度の実績について**

◎事務局（障害福祉課長）

【「資料3」に基づき説明】

◎住谷委員（葛飾区肢体不自由児者父母の会）

バリアフリースイレについてお願いがあります。ウィメンズパルにもトイレベッドが設置され、大変ありがたく思っています。一方で、ベッドが下りたままの状態ですと、車いす利用者がトイレを利用できない場合がありますので、「使用後はベッドを上げていただくようご協力ください」といった周知をしていただけるとありがたいです。よろしくお願いいたします。

◎小堀委員（のぞみ発達クリニック）

放課後等デイサービスについても、人材不足や場所の狭さといった課題を抱えております。放課後等デイサービスについては、これまで区と相談する機会も少なかったもので、今後はそのような機会を設けていただき、事業所の意見をお聞きいただければ幸いと考えております。よろしくお願いいたします。

◎綿会長

今のご意見、とても大切なことです。実績が見込みを上回っているからそれで良い、というわけではなく、実態も把握したうえで、実績と実態の双方を見ることが大切なことだと考えております。

最後、何かご意見ある方はいらっしゃいますでしょうか。

ないようでしたら、事務局より事務連絡をお願いします。

## **4. その他**

（事務連絡）

◎綿会長

それでは、これをもちまして令和7年度第1回葛飾区障害者施策推進協議会を閉会いたします。